

# ひろしまレポート 2015年版

## 核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る2014年の動向（概要）

平成27年3月

核兵器廃絶の見通しは依然として立たないばかりか、逆に核兵器を巡る状況は複雑化している。核兵器不拡散条約（NPT）上の5核兵器国（中国、フランス、ロシア、英国、米国）からは、核兵器の放棄に向けた具体的な動きは見られない。NPT非締約国で核兵器の保有を公表したインド及びパキスタン、並びに核に関する「曖昧政策」を維持しているものの核兵器を保有していると見られるイスラエルが非核兵器国としてNPTに加入する兆しは見えず、NPT脱退を表明した北朝鮮はこれまでに3回の核爆発実験を実施した。イランの核問題については解決に向けた進展の兆しも見られるが、依然として楽観はできない。新たに核兵器の取得に関心を持つ国が出現しないと保証もなく、グローバル化の進展とも相まって、非国家主体による核兵器の取得・使用への懸念が高まることも考えられる。また、原子力平和利用に対する関心の高まりは、核不拡散や核セキュリティへのリスクの高まりをもはらむものである。このような核兵器を巡る情勢を踏まえ、国際社会において、核軍縮、核不拡散、核セキュリティの一層の推進・強化が求められているにもかかわらず、それらに関する多くの措置が停滞を余儀なくされているという状況が続いている。

こうした中、核兵器の廃絶に向けた取組を進めるにあたっては、まずは核軍縮、核不拡散、核セキュリティに関する具体的な措置と、これらへの各国の取組の現状と問題点を明らかにすることが必要となる。これらを調査・分析し、人類史上初の核兵器の惨劇に見舞われた広島から発信することにより、政策決定者、専門家及び市民社会における議論を喚起し、核兵器のない世界に向けた様々な動きを後押しすることが、『ひろしまレポート2015年版—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る2014年の動向』の目的である。

評価項目 (64項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 核軍縮 31項目（核兵器保有数、国連総会での投票行動等）</li> <li>● 核不拡散 17項目（NPTへの加盟、IAEAへの協力等）</li> <li>● 核セキュリティ 16項目（核物質の保有量、関連条約への加入等）</li> </ul>
対象国 (36カ国)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● NPT上の核兵器国：中国、フランス、ロシア、英国、米国</li> <li>● NPT非締約国：インド、イスラエル、パキスタン</li> <li>● 非核兵器国：豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）</li> <li>● その他：北朝鮮*</li> </ul>

\* NPT締約国は、1993年及び2003年の北朝鮮によるNPT脱退宣言に対して同国の条約上の地位に関する解釈を明確にしていない一方で、北朝鮮は2006年、2009年、2013年の3回にわたって核爆発実験を行い、核兵器の保有を明言しているため、「その他」として整理した。

2014年の核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに係る調査対象国の動向（概要）及び評価は以下のとおりである。

## 1. 核軍縮

冷戦終結以降、核兵器の数は削減されているものの、依然として世界には約1万6,300発の核兵器が存在し、核兵器保有国は核戦力の近代化を継続している。非核兵器国を中心に核軍縮促進のための様々な取組や提案がなされてきたが、2014年には大きな進展はなかった。米露間の核兵器削減交渉は開始されず、ロシアの中距離核戦力（INF）条約違反疑惑も浮上した。包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の即時交渉開始の見通しも立っていない。核戦略や抑止態勢に関する宣言政策、あるいは核戦力の運用態勢についても、前年から変化は見られなかった。

他方、「核兵器の非人道的影響に関する国際会議」への参加国は増加し、ウィーンでの第3回会合には核兵器国から初めて英国及び米国が参加した。また、核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議第3回準備委員会では、核兵器国が核戦力、核戦略、並びに核軍縮・不拡散に関する自国の状況について報告を行った。

### (1) 核兵器の保有数（推計）

- 総数としては約1万6,300発と減少しているものの、中国、インド、パキスタンの保有数は、それぞれ10発程度増加していると分析されている。

### (2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント

- 「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」にフランス、英国、米国を含む170カ国が賛成票を投じた。
- 国連総会第一委員会で発表された「核兵器の非人道的結末に関する共同声明」には、日本を含む155カ国（及びバチカン）が参加した。
- 「核兵器の非人道的影響に関する国際会議」がナジャリット（メキシコ）及びウィーン（オーストリア）で開催され、後者には核兵器国として初めて英国及び米国が参加した。
- マーシャル諸島が核兵器を保有する9カ国を、NPT及び国際慣習法の下での核軍縮義務に違反しているとして、国際司法裁判所（ICJ）に提訴した。

### (3) 核兵器の削減

- 米露は新STARTの履行を継続しているが、戦略・非戦略核兵器の一層の削減に向けた交渉が開始される見通しは立っていない。
- ロシアによる中距離核戦力（INF）条約違反の疑惑が指摘された（ロシアは否定）。
- 核兵器保有国は核戦力の近代化を検討あるいは積極的に推進している。

### (4) 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減

- 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割、「唯一の目的」や先行不使用、消極的安全保証、

非核兵器地帯条約議定書、拡大抑止のいずれについても各国の政策に変化は見られなかった。

- 緊張が高まる欧州において、米露が戦略核戦力をを用いた演習などを実施した。
- 5核兵器国は中央アジア非核兵器地帯条約議定書に署名した。

### (5) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化

- 核兵器保有国の政策に変化はなく、米露の戦略核兵器も依然として高い警戒態勢の下に置かれたままである。

### (6) 包括的核実験禁止条約（CTBT）

- 条約発効要件国のうち、5カ国（中国、エジプト、イラン、イスラエル、米国）の未批准、並びに3カ国（インド、パキスタン、北朝鮮）の未署名が続いている。
- ヨルダンで現地査察に関する統合野外演習（IFE14）が実施された。

### (7) 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）

- ジュネーブ軍縮会議（CD）では2014年も、FMCT交渉を開始することができなかった。
- 政府専門家グループ（GGE）でFMCTが議論された。

### (8) 核戦力、兵器用核分裂性物質兵器、核戦略・ドクトリンの透明性

- 核兵器国はNPT準備委員会で初めて、自国の核戦力、核政策及び核軍縮措置に関する報告書を提出した。

### (9) 核兵器削減の検証

- 核兵器国はNPT準備委員会で、核軍縮に係る検証措置の研究開発につき報告した。

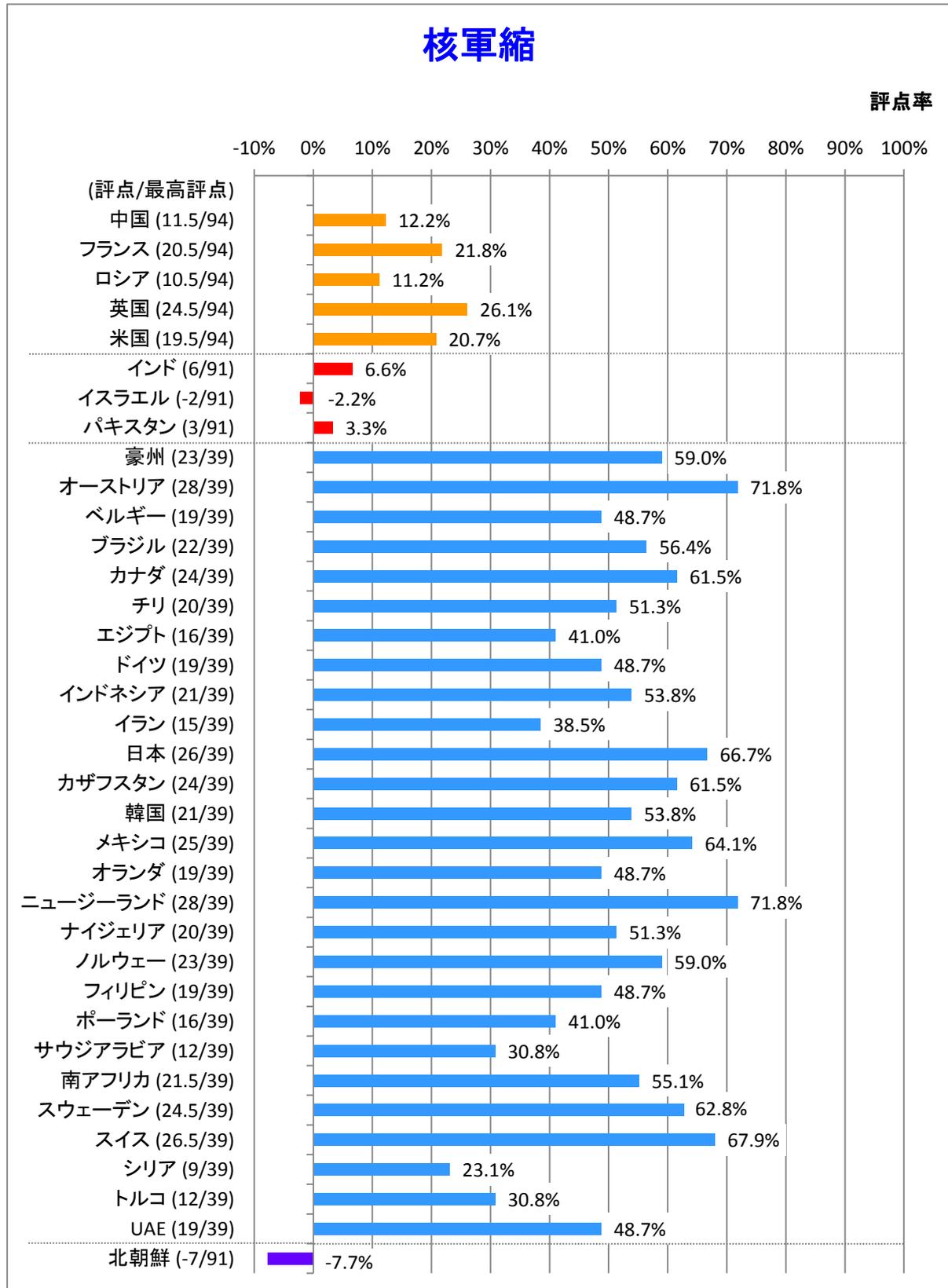
(10) 不可逆性

- 米露は戦略核運搬手段、核弾頭、余剰核分裂性物質の廃棄や転換を継続している。

拡散教育の実施、あるいはNPT準備委員会や国連総会等でのサイドイベントの開催などを通じた市民社会との連携が行われてきた。

(11) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携

- 日本をはじめとして、西側諸国を中心に軍縮・不

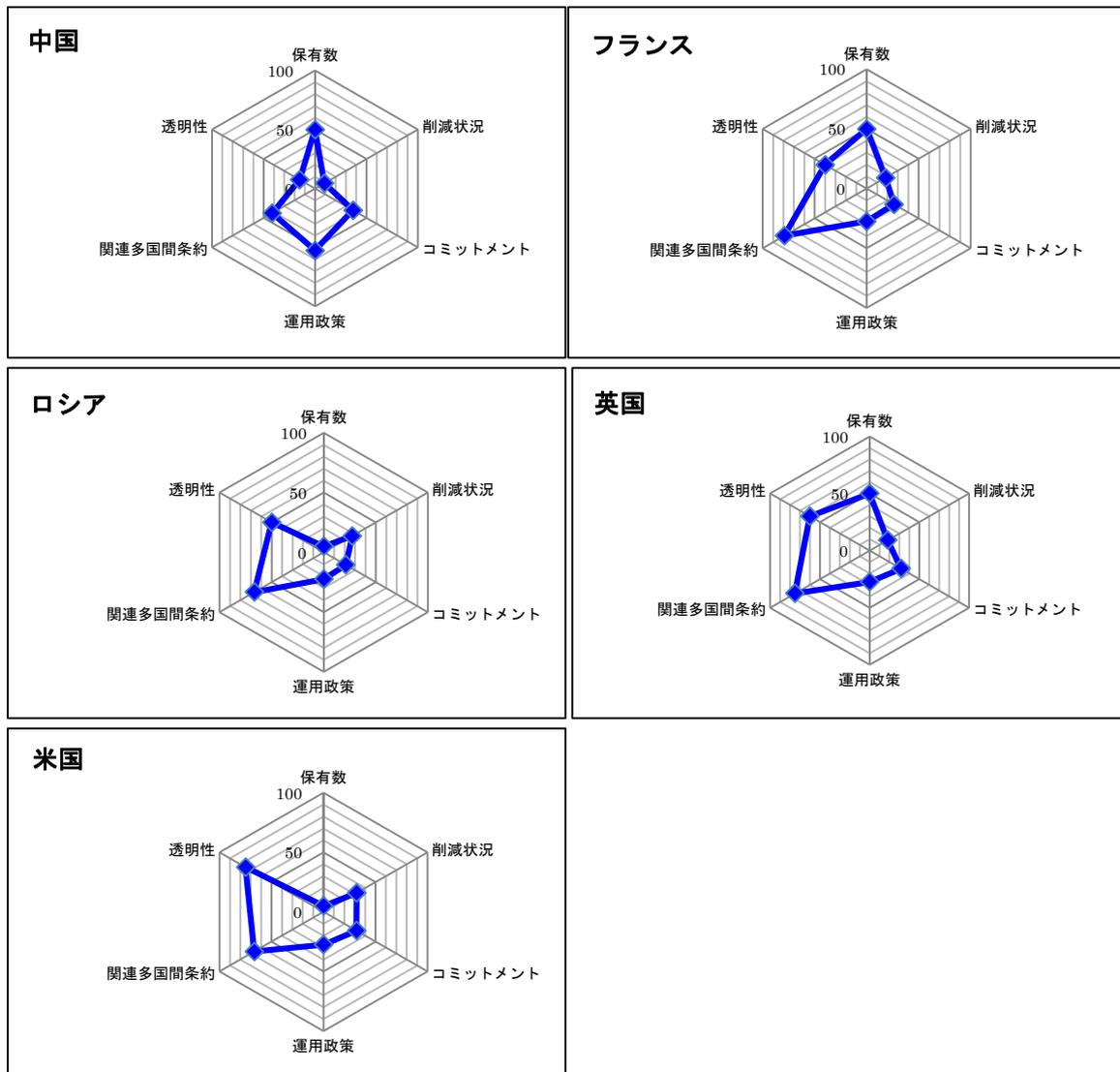


## 核兵器国による核軍縮の取組状況の6つのポイントによる分析

核軍縮を促進するためには、核兵器国による核兵器の削減や運用政策の変更、核軍縮につながる多国間枠組みへの積極的な関与、「核兵器なき世界」へ向けた取組（コミットメント）の強化、核戦力等に関する透明性の推進が不可欠である。これらのポイントについて各核兵器国の取組状況をレーダーチャートで示すと下記のようなになる。中国については、削減への取組及び透明性、フランスについては透明性、ロシア及び米国については核戦力の更なる削減について改善の余地があると言えよう。英国は、全体的にバランスのとれた形で核軍縮に取り組んでいることが窺える。

【6つのポイントと評価項目の関係】

	6つのポイント	評価項目
i	核兵器保有数	核兵器の保有数
ii	核兵器削減状況	核兵器の削減状況
iii	「核兵器のない世界」に向けた取組（コミットメント）	核兵器のない世界に向けた取組、軍縮・不拡散教育・市民社会との連携、広島の平和記念式典への参列
iv	運用政策	核兵器の役割低減、警戒態勢の緩和
v	関連多国間条約の署名・批准状況、交渉への対応等	包括的核実験禁止条約（CTBT）、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）
vi	透明性	透明性、検証措置、不可逆性



## 2. 核不拡散

NPTの締約国は190カ国を数えるものの、核兵器を保有する（と見られる）インド、パキスタン、イスラエルが、非核兵器国としてNPTに加入する見通しは立っていない。また北朝鮮は、二度のNPT脱退表明を行い、その後、核兵器の保有を公表するとともに、これまでに3回の核爆発実験を実施した。イランは、核問題の解決に向けた「共同行動計画」の第一段階措置を履行しているが、「包括的解決」に係る措置への合意には至っていない。

IAEA追加議定書を締結し、この下での保障措置を受諾する国も着実に増えてきた。他方、イランなど一部の非核兵器国は、追加議定書による保障措置がNPT上の義務ではないとして、その受諾や実施を拒否している。

輸出管理に関しては、原子力供給国グループ（NSG）メンバーは、国内体制の整備を含めて概ね着実かつ適切に実施してきた。他方、北朝鮮やイランによる不法取引は依然として続いていると見られる。

### (1) 核不拡散義務の遵守

- 北朝鮮は、国連安保理決議などで求められている「NPTへの早期の復帰」に応じておらず、六者会合の再開も実現していない。
- イランは、E3/EU+3との間で合意された「共同行動計画」の第一段階措置を履行しているが、「包括的解決」に係る措置の交渉は期限を2回延長された。
- 2010年NPT運用検討会議で合意された「中東非大量破壊兵器地帯に関する国際会議」を2014年も開催することはできなかった。

### (2) 国際原子力機関（IAEA）保障措置

- NPT締約国である非核兵器国のうち、2014年8月時点で118カ国がIAEA保障措置協定追加議定書を批准した。また、インドが追加議定書に批准した。
- 非同盟運動（NAM）諸国などを中心に、追加議定書による保障措置がNPT上の義務ではないと主張する国もある。
- IAEAにより保障措置協定違反の決定が下された、北朝鮮、イラン及びシリアのケースは、いずれも

解決には至っていない。

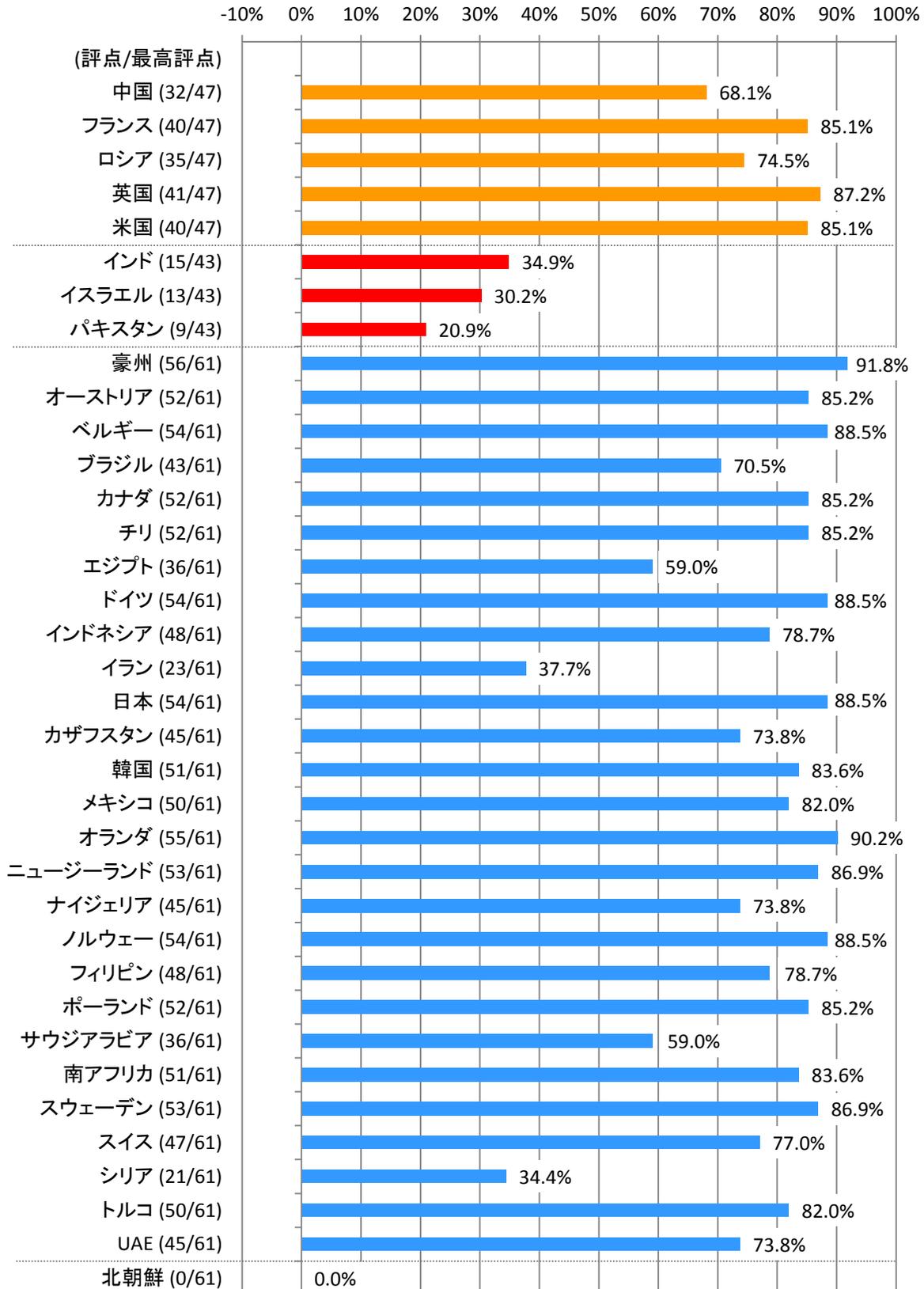
- イランは、軍事的側面の可能性（PMD）がある活動を行っているとの疑惑について、その解明に向けたIAEAとの協力に依然として消極的である。

### (3) 核関連輸出管理の実施

- NSGメンバーは、国内体制の整備を含めて概ね着実かつ適切に輸出管理を実施してきた。
- 北朝鮮及びイランは、安保理決議に違反して、禁止された品目などの不法な取引を継続していると見られる。
- 北朝鮮、イラン、シリアといった拡散懸念国の間での核あるいは弾道ミサイルに関する協力関係も懸念されている。
- NPT非締約国であるインドとの民生用原子力協力については、より積極的な推進を目指す国、インドに核軍縮・不拡散に係る一定の明示的な義務の受諾を求める国、あるいは反対する国と立場が分かれている。
- 中国はパキスタンへの原子炉の輸出を進めているが、NSGガイドラインへの違反が指摘されている。

# 核不拡散

評点率



### 3. 核セキュリティ

高濃縮ウラン（HEU）やプルトニウムなど、核爆発装置の製造という観点から非国家主体にとって「魅力度」の高い核分裂性物質を国家が保有するにあたっては、その大前提として核セキュリティ上での高レベルの防護措置を講じることが求められる。核兵器国及び原子力平和利用を積極的に推進する非核兵器国では、概ねそうした核セキュリティの強化に積極的な取組を続けている。

具体的には、核セキュリティ及び原子力安全に係る諸条約への加入や、国際原子力機関（IAEA）による「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」改訂5版（INFCIRC/225/Rev.5）の国内実施などを中心に、核セキュリティの最高水準の維持・向上を目指す各種の取組が進められてきた。また、こうした取り組みを促進するものとして、核セキュリティサミットや核セキュリティに関する国際会議が開催されてきた。民生利用におけるHEUの最小限化に加えて、2014年には民生利用におけるプルトニウムの最小限化もハーグ核セキュリティサミットのコミュニケに盛り込まれた。また同サミットでは、有志国が自発的な協議及び取組を進めるというバスケット提案として放射性同位体に係る核セキュリティ（RIセキュリティ）の新たな提案がなされた。

#### (1) 兵器利用可能な核分裂性物質の保有量及び関連する施設・活動

- 調査対象国の多くで核燃料サイクル関連活動が進められており、また調査対象国の3分の1を超える国々において、一定の魅力度を持つ核分裂性物質が保有されていると推定される。

#### (2) 核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入、国内体制への反映

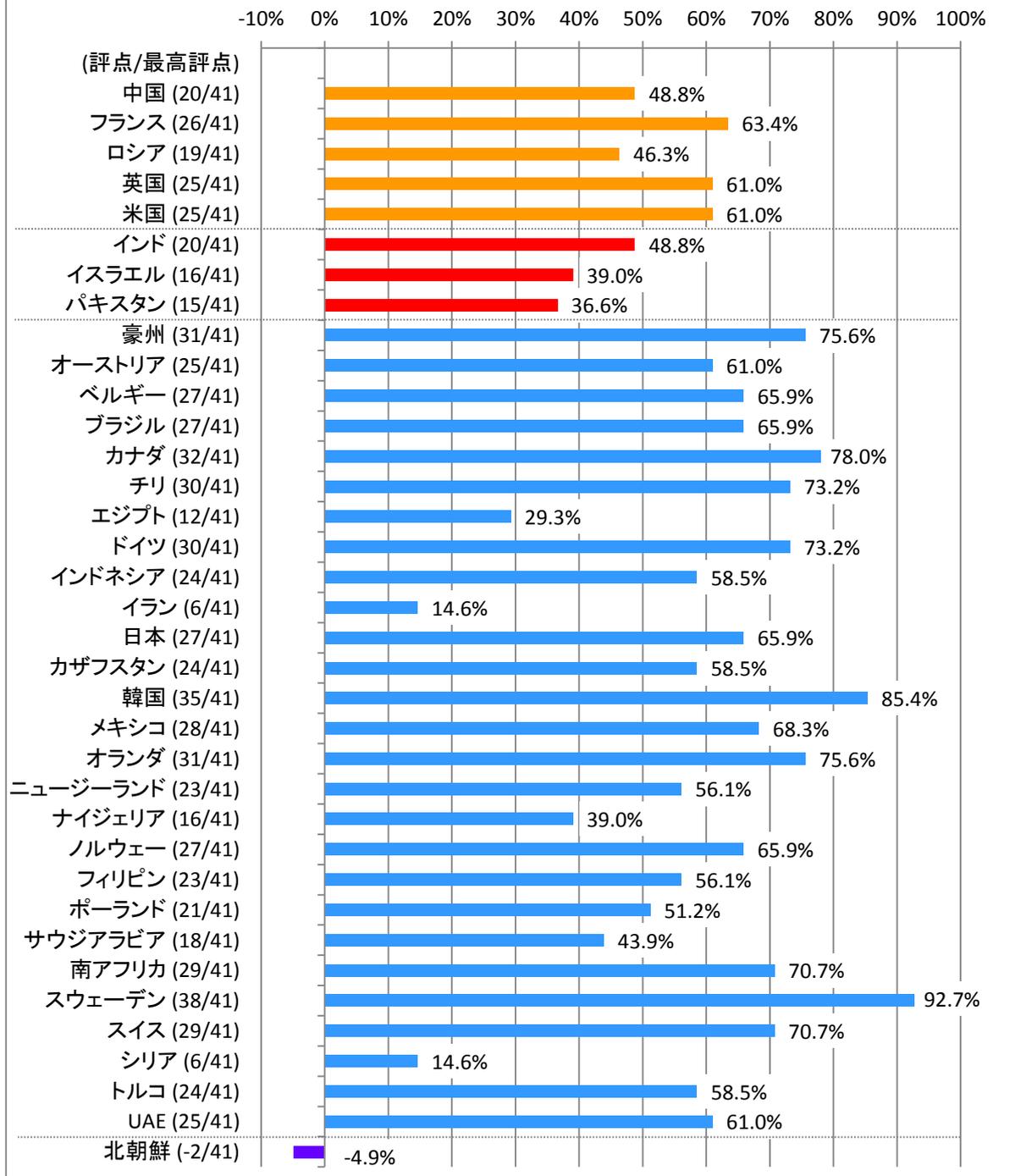
- 調査対象国の多くは、核セキュリティや原子力安全に係る諸条約の大半に加入している一方、イランや北朝鮮といった拡散懸念国による加入は進んでいない。
- 改正核物質防護条約の批准促進は依然として重要課題の一つであるが、同条約に対して、未だ署名段階に留まっている国々も少なくない。
- 核セキュリティ強化のためには「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」（INFCIRC/225/Rev.5）の実施が重要であり、原子力平和利用に積極的な国々では、国内体制への反映が着々と進んでいる。
- 核兵器の拡散が懸念される一部の国は、核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約への加入、あるいはINFCIRC/225/Rev.5の国内体制への反映が遅れており、核テロ防止の観点から、これらの国による核セキュリティに係る取組の実施が緊急の課題となっている。また、こうした国々では積極的に情報開示が行われていないケースもあり、透明性の観点からも懸念が持たれる。

#### (3) 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組

- 民生利用におけるHEUの削減は、「グローバル脅威削減イニシアティブ（GTRI）」などの枠組みを軸に、一定の成果が現れてきている。
- 「国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）」をはじめとして、IAEAの各種の国際評価ミッション受け入れが核セキュリティ強化に積極的な調査対象国の間で進んでいる。
- 不法移転され捜査当局によって押収、採取された核物質及び放射性物質について、核物質、放射性物質及び関連する物質の組成、物理・化学的形態等を分析し、その物品の出所、履歴、輸送経路、目的等を分析・解析する「核鑑識」に係る能力開発が進む中、関心国間での核鑑識分野での協力にも進展が見られる。
- 自国及び地域諸国が核セキュリティに係る様々な訓練を受けることで、その核セキュリティ能力を向上させてゆくことを目的とする中心的拠点（COE）が各国で相次ぎ設立される中、核セキュリティ訓練・支援センター国際ネットワーク（NSSC Network）がCOE間の情報交換の基軸として重要な役割を担っている。

# 核セキュリティ

評点率



『ひろしまレポート』について——『ひろしまレポート 2015 年版—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2014 年の動向』は、広島県平成 26 年度「ひろしまレポート作成事業」の成果物であり、(公財) 日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センターが受託し、調査・執筆を行った。広島県が平成 23 年に策定した「国際平和拠点ひろしま構想」に基づく事業である『ひろしまレポート』は、日本語及び英語で作成され、平成 25 年及び平成 26 年に続き 3 度目の発表となる。

広島県  
〒730-8511 広島県広島市基町 10-52  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/peace/chiheiya@pref.hiroshima.lg.jp>

公益財団法人 日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビル 3 階  
<http://www.cpdnp.jp/cpdnp@cpdnp.jp>